

三井物産贈賄防止指針について

当社のビジネスの基盤は「信用」であり、「信用」を守るために徹底しなければならないのがコンプライアンスです。当社では、コンプライアンスに関する当社の基本的な考え方をまとめた役職員行動規範を制定し、コンプライアンスの実際の担い手である役職員一人ひとりに対して実践を求めて参りました。

当社では、ビジネスの機会が三井物産が発揮する機能や付加価値による公正な競争を通して維持・獲得して初めて、当社が目指す「挑戦と創造」の追求に繋げることができると考えております。この観点から、当社役職員による不公正な競争の防止に取り組んで参りました。

特に贈賄防止に対する当社の取組みについては、ステークホルダーの皆様から御問合せを頂いていることにお応えして、贈賄防止に向けた当社の基本的な考え方を「三井物産贈賄防止指針」としてまとめ、公表しております。三井物産では、本邦刑法・不正競争防止法、米国海外腐敗行為防止法、英国贈収賄禁止法を含む国内外の贈収賄禁止法令に抵触する行為は厳格に禁止されており、本指針で御紹介する各種体制・取組みを通じて、防止のために全力を尽くして参ります。

ビジネスパートナーの皆様の御理解・御協力に心より感謝申し上げます。

三井物産株式会社
チーフ・コンプライアンス・オフィサー
竹増 喜明

三井物産贈賄防止指針

目次

1. 基本原則
2. 贈賄防止体制
 - (1) 役職員行動規範
 - (2) 公務員等に対する接遇管理制度
 - (3) 代理店等の起用管理制度
 - (4) ODA 案件管理制度
3. コンプライアンス体制
 - (1) チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）の設置
 - (2) コンプライアンス統括責任者の設置
 - (3) コンプライアンス委員会の設置
 - (4) 内部通報制度の整備・運用
4. 有効性確保のための取組み
 - (1) 経営陣による風通しの良い職場環境確保に向けた努力
 - (2) 社内における教育活動の実施
 - (3) コンプライアンス意識調査アンケートの実施
5. 内部監査
6. 子会社等における対応
7. 有事における対応
8. お取引先の皆様へのお願い

1. 基本原則

本指針は、贈賄防止に向けた三井物産の基本的な考え方をまとめたものです。当社は、ビジネスの機会は三井物産が発揮する機能や付加価値による公正な競争を通して維持・獲得すべきと考えており、本指針で御紹介する各種体制及び取組みを通じて、当社役職員による贈賄等による不正な競争の防止に努めて参りました。三井物産では、本邦刑法・不正競争防止法、米国海外腐敗行為防止法、英国贈収賄禁止法を含む国内外の贈収賄禁止法令に抵触する行為を決して許さず、本指針で御紹介する各種体制・取組みを通じて、贈賄等（ファシリテーション・ペイメントを含む）防止のために全力を尽くして参ります。

2. 贈賄防止体制

三井物産では、以下のとおり贈賄防止体制を整備・運用しています。万一、役職員がこれらのルールに違反し国内外の贈収賄禁止法令に抵触する行為を行った場合には、法令の範囲内で就業規則等の取決めに従い厳正な処分を実施します。

(1) 役職員行動規範

コンプライアンスに関する三井物産の基本的な考え方をまとめた役職員行動規範において、贈答・接待に関し以下のとおり規定しています。役職員行動規範については、毎年全役職員がこれを遵守する誓約を行っております。

- 公務員またはこれに準ずる者に対し、営業上の不正の利益を得るため、または、社会的儀礼の範囲を越えて、その職務に関し金銭、贈物、接待その他経済的利益を供与しない。
- 代理店、アドバイザー、コンサルタント等に対する支払が公務員やこれに準ずる者への違法な働きかけのために使用されると思われる場合、そのような支払を行わない。
- 取引先等の役職員に対し社会通念を超える金銭、贈物、接待その他の経済的利益を供与しない。また、取引先等の役職員から社会通念を超える経済的利益を受領しない。

(2) 公務員等に対する接遇管理制度

公務員及びこれに準ずる者（以下、「公務員等」と言います）に対する接遇（接待、贈答、招聘）を適切に管理するために、公務員等に対する接遇管理制度を以下のとおり整備・運用しています。

- 公務員等に対する接遇については、原則としてコンプライアンス統括責任者（3. (2)に後述）の事前審査を行っております。
- 事前審査の中では、接遇内容が国・業界特性、金額、内容、頻度、接遇相手との関係・タイミング等の要素を考慮して、社会的儀礼の範囲内であり、関連法令に抵触しないこと・外観上不正な利益を得る目的とみなされるおそれがないことを確認します。
- 役職員は、遅滞なき接遇実施報告・接遇費用の正確な帳簿記載を義務付けられています。
- CC0（3. (1)に後述）は、接遇管理制度の運用状況につき、年一回、監査役に報告することを義務付けられています。

(3) 代理店等の起用管理制度

国内外における入札またはプロジェクト案件における当社の受注の確保等ビジネスの推進を目的として協力を依頼するために当社が起用する代理店、アドバイザー、コンサルタント等の第三者（以下、「代理店等」と言います）が公務員等に贈賄を行うことを防止するため、代理店等の起用管理制度を以下のとおり整備・運用しています。

- 事業本部長等組織の長は、代理店等の起用に際し適切な管理を行うために、チェックリスト（個人か法人か、業務に対する対価・送金先の適切性、評判等）及び信用調書等により代理店等の実態を正確に把握し、信頼に足る代理店等を起用することを義務付けられています。
- 代理店等との契約書作成に関しては、契約書中に贈賄禁止条項を盛り込むこと等を規定したガイドラインを策定・運用しています。

(4) ODA 案件管理制度

ODA（政府開発援助）案件について、特に公共性が高く公務員等との接点があることを予想し、ODA 案件に関する贈賄防止のために、ODA 案件管理制度を以下のとおり整備・運用しています。

- ODA 案件について社内許可を取得するには、公務員等との関与や代理店等に関するチェックリストを用いたチェックを行い、これを添付して申請し、必要に応じて「ODA 案件審議会」で審議する等、適切なリスク管理を行っています。
- ODA 案件に関する面談、会食、贈答、営業活動といった場面ごとの Q&A を作成して社内で開催しています。

3. コンプライアンス体制

三井物産では、以下のとおりコンプライアンス体制を整備・運用しており、その中でも贈賄防止の徹底に努めています。

(1) チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）の設置

社長の包括的な指示の下、当社におけるグローバル・グループベースのコンプライアンス体制を整備し、それを有効に機能させるよう、贈賄防止を含むコンプライアンス全般を統括する者として、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を取締役会にて選任し、法務部（コンプライアンス室）に補佐させています。

(2) コンプライアンス統括責任者の設置

事業本部、コーポレートスタッフ部門、国内支社支店及び海外地域本部・地域ブロックのそれぞれの組織長を、当該組織におけるコンプライアンス全般を統括する責任者（コンプライアンス統括責任者）として指名しています。コンプライアンス統括責任者は、管下組織において贈賄を含むコンプライアンスに関する問題が生じた際には、原則として即時に CCO へ報告することが義務付けられています。

(3) コンプライアンス委員会の設置

CCO を委員長とし、人事総務部長、法務部長、経営企画部長、ロジスティクス戦略部長、CFO 統括部長及び内部監査部長を委員とするコンプライアンス委員会を年二回以上開催し、贈賄防止体制を含むグローバル・グループベースでのコンプライアンス体制の整備・運用を定期的に見直し、その有効性の維持・向上のための施策策定に繋がっています。コンプライアンス委員会での決定・検討結果は、経営会議に答申します。また、取締役会にも概要を報告しています。

(4) 内部通報制度の整備・運用

役職員が贈収賄を含むコンプライアンス問題につき報告・相談を行えるように、内部通報制度を整備・運用しており、社外弁護士や第三者機関（匿名可）、監査役を含めた 8 つの報告・相談窓口を設置しています。内部通報に関しては、内部通報を起点とした社内調査に関する手続きに加え、調査の中で通報者が特定されないように十分配慮すること、内部通報を行ったことに対する報復禁止を社内規程上明記し、周知徹底に努めています。

4. 有効性確保のための取組み

三井物産では、上記で御紹介した贈賄防止体制・コンプライアンス体制の有効性を確保するために、以下のとおり不断の努力を継続しています。

(1) 経営陣による風通しの良い職場環境確保に向けた努力

贈賄防止体制・コンプライアンス体制の有効性を確保するためには、風通しの良い職場環境の確保が不可欠です。社長以下経営陣は、会議やコンプライアンス見直し週間等の機会を捉えて積極的に風通しの良い職場環境の維持・向上に向けたコンプライアンス関連メッセージを発信しています。

(2) 社内における教育活動の実施

贈賄防止体制・コンプライアンス体制を有効に機能させるのは、他ならぬ役職員一人ひとりです。そこで、役職員に対する教育活動にも力を入れています。贈賄防止を含む役職員行動規範については、具体的事例を解説したコンプライアンスハンドブックを全役職員に配布するとともに、理解を確かめるための e-learning を実施し、社長を含む全役職員に受講を義務付けています。また、社内での書面による注意喚起や、贈賄防止に関するセミナーも繰り返し実施しており、海外における入札案件を担当する事業本部に対して重点的に個別セミナーを実施する等、事業特性に応じた教育活動を実施しています。

(3) コンプライアンス意識調査アンケートの実施

役職員一人ひとりのコンプライアンス意識を確認するために、全役職員を対象とした意識調査アンケートを実施しています。アンケートの分析結果は、上述のコンプライアンス委員会における課題分析の中でも活用し、コンプライアンス体制の有効性の維持・向上のための施策策定に繋がっています。

5. 内部監査

三井物産コーポレート・ガバナンス及び内部統制原則では、内部統制の目的の一つとして法令・社内ルール等の遵守を掲げています。内部監査は、監査対象組織の内部統制の整備・運用状況全般を対象としており、公務員等に対する接遇や代理店等の起用に関する贈賄等不正リスクの認識にも留意した監査を実施しています。

6. 子会社等における対応

三井物産が直接・間接に支配権を有する子会社及びそれに準じる会社に対しては、当社に準じた贈賄防止体制・コンプライアンス体制の整備・運用を推進しており、必要に応じ三井物産から支援を行っています。

7. 有事における対応

三井物産として、役職員等の関係者による贈賄懸念の端緒を掴んだ場合には、迅速に懸念内容に応じた調査等の適切な手段を講じます。贈賄懸念の端緒を見逃さないために、上述の内部通報制度やコンプライアンス統括責任者からCCOへの報告義務を定めており、特に重大な事案については取締役会にも報告し、対応を検討します。必要な場合に備え、臨時の社長直轄組織として危機対応時に迅速・的確な意思決定を行う危機対策本部を設置する手順もあらかじめ定めています。もし当局の調査に対し協力を求められた場合には、真摯に対応して参ります。事態収束後は、コンプライアンス統括責任者が原因究明と再発防止策の策定を行い、その内容をCCOに報告することを定めています。

8. お取引先の皆様へのお願い

新規ビジネスパートナーや投資先に対しては、国・業界特性等に応じデューデリジェンスを実施しており、必要に応じ贈賄防止に関連する事項について個別の契約書の中で取り決めることをお願いすることがあります。企業買収を行う場合には、買収前のデューデリジェンスのみならず、買収後の企業に対しても国・業界特性等に応じた贈賄防止体制・コンプライアンス体制の整備・運用を推進しており、必要に応じ三井物産から支援を行っています。なお、三井物産では、贈賄防止を含む「持続可能なサプライチェーン取組方針」を策定しており、サプライヤーを始めとするお取引先の皆様に対しても御理解と実践をお願いしており、サプライヤー実態調査にも御協力をお願いしております。

制定：2016年12月1日